

**資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
テレビ視聴用等「院内キャッシュレスカード」
払戻しのお知らせ**

平成28年3月31日をもって、岐阜市民病院内にて運用を終了いたしました、当社(株式会社パースジャパン)発行の前払式支払手段であるテレビ視聴用等「テレビ・冷蔵庫・ランドリーご利用カード」につきまして、「資金決済に関する法律第20条第1項」に基づき、お手持ちの「テレビ・冷蔵庫・ランドリーご利用カード」の未使用残高の払戻しをいたしますので、下記期間内にお申し出くださいますようお願いいたします。

記

＜払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号＞
株式会社パースジャパン

＜払戻しの対象となる前払式支払手段の種類＞
岐阜市民病院にて運用の「テレビ・冷蔵庫・ランドリーご利用カード」

＜払戻しのお申出期間＞
平成29年1月10日から平成29年3月31日まで

当該期間内に申出を行われない場合は、当該払戻しの手続きより除外されますのでご注意ください。

＜お申出方法＞
下記問合せ先に「テレビ・冷蔵庫・ランドリーご利用カード」を送付いただきお申出とさせていただきます。

＜払戻しの方法＞
下記問合せ先住所に「テレビ・冷蔵庫・ランドリーご利用カード」を郵送にて送付頂き弊社内に設置した精算機で残高の確認を行い、残高の確認が取れた「テレビ・冷蔵庫・ランドリーご利用カード」については、保有者に対して残高の払戻しを行い、返金をさせていただきます。返金方法は現金書留による返金とさせていただきます。なお、郵送料については弊社にて負担いたします。

ご不明な点は下記までお問合せください。

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-8-24 オフィスオオモリビル1001号

発行者:株式会社パースジャパン 中部営業所

連絡先:中部営業所 カード払戻し係 052-212-1855

<http://www.persjapan.co.jp>